

新ひだか町立病院コラム

Vol. 51

病院の避難訓練

消防法において、病院は特定防火対象物に指定されており、防火管理者の設置と年2回の避難訓練の実施義務が課されている施設となります。訓練の内容について、一般の施設と大きく違う点は、入院患者さんの避難も想定し、訓練を行うといったところでしょうか。

実際に、2階病棟から担架を使用し、隣接する保健センター施設まで人力で避難する訓練や車椅子を使用し避難する訓練も行っています。

日頃からの訓練を通して、非常時における適切な対応、早期の復旧による事業継続の可能がこうして図られています。



院長のつぶやき

院長の小松です。

先日、当院を含む総合ケアセンター全体での火災避難訓練を行いました。昨年1月に能登半島地震や8月の日向灘における地震からの南海トラフ地震臨時情報発信の他、各地で大雨や台風そして大雨による被害が多く見られております。今年は先日末に岩手県大船渡市で山林火災が起き、甚大なる被害もたらされました。

これら災害は決して「対岸の火事」とせず、いつ何時起こりうる可能性があるということを肝に命じていなければなりません。特に私たちは入院や通院患者さん等、身体が自由がきかない方々がおります。そのような人たちを安全な場所に速やかに移送することが大切なことだと思います。そのために日常の訓練を通じて、災害発生時にもスムーズな行動が取れるようにしております。訓練は訓練のために行うのではなく、実際の災害を想定して、本番さながらに行うことにより、行動が身に付き、いざという時にも、慌てず的確な判断や行動ができると考えております。

とはいっても、患者さんたちの人数は多く、災害もいつどの時間帯に発生するかわかりません。当院スタッフだけでは手が足りないことも十分に想定されます。お手伝いいただける方はスタッフに声をかけていただければ、安全を確保した上でお手伝いいただけるように指示をいたします。

今後も様々な自然災害が起きるでしょうし、日高管内も例外ではありません。私たちはその災害の大難を小難に、そして小難を無難に出来るように日々取り組んでおります。

管理栄養士による出前講座

出前講座はいかがでしょう？ 三石国保病院管理栄養士の鈴木です。令和6年度より新ひだか町の住民5人以上で開催可能な出前講座の講師を始めました。(講師料はかかりません。)

「一生、このままでいたいこと。それは、好きなものを食べる・飲む。楽しいおしゃべり。トイレの助けはいらない。」「保険料より自分の健康にお金をかけた方がお得では?」「やりたくないことはしないで人生をまっとうしたい。」「減塩なんて無理!ではカリウムは増やせる?」「今の食べ方を続けていいの?~こんなことが気になっていませんか。」「元気なまま生涯を終える日本人は少ないかも」等の複数のテーマでお話させていただいています。

講座の話を聞いて、「ペットボトルのフタが開けられない?」「お茶でおせるようになった?」にうなずく人は多いですね。さらに「ほんだし®10g中4gは塩です」に「ギャー!」と叫ぶ人もいらっしゃいます。(昆布だし等と同じように塩は入っていないと思う方も多いです)

病院に通院することがほとんどない住民の方にもお話しできる機会が出前講座。食生活をちょっと変えることで悲しい思いや苦しむ住民の方を一人でも少なくなればとの強い思いでこれからも続けていきたいです。

作成:新ひだか町立病院

❀ 町立静内病院 0146-42-0181 (代表)

新ひだか町静内緑町4丁目5番1号

❀ 三石国保病院 0146-33-2231 (代表)

新ひだか町三石本町214番地